

令和2年3月13日

那覇市立小学校及び中学校  
保護者の皆様

那覇市教育委員会  
教育長 田端 一正  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校中の学校給食費の還付について

新型コロナウイルス感染症対策に、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。  
この度の、臨時休校期間中の給食費の還付（返金）方法等については、下記のとおり  
の取り扱いといたします。

保護者の皆様方の、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

## 記

### 1 還付方法

- (1) 小学6年生：登録口座への振込
- (2) 小学1～5年生、中学1・2年生：次年度4月分への振替

※転校予定等の場合には登録口座への振込

※(1)(2)とも、3月分給食費を既にお支払いした保護者の方が対象となります。

### 2 還付額 小学生 2,223円 (1食単価247円×9日分)

中学生 2,475円 (1食単価275円×9日分) ※1、2年生対象

※牛乳減額等がある場合には、適用している1食単価を用いて還付額を決定します。

※1の(2)の場合の4月分給食費は、小学生2,277円、中学生2,525円となります。

### 3 その他

- (1) 原則、給食費引き落とし用口座として登録されている口座へ振込みます。

※確認のため、学校から連絡がある場合もありますので、ご協力ください。

- (2) 還付方法の変更を希望する場合は、学校に連絡ください。

- (3) 口座への振込は、件数が多いため、4月中の振込を目途としています。それまでに振込がない場合には、学校まで連絡ください。

【この件に関する問い合わせ先】 那覇市教育委員会 学校給食課 TEL098-917-3507